

令和4年度柏市地域防災計画の修正概要

柏市地域防災計画について

「柏市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、柏市防災会議が作成する計画です。

さまざまな災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び防災関係機関、市民が連携して、被害の軽減対策や災害発生時の対応、早期の復旧・復興方法などについて、あらかじめ定めておくものです。

令和4年度の修正概要は以下のとおりです。

(1) 上位計画の改定に伴う修正

令和3年5月及び令和4年6月に改定された国の防災基本計画（令和3年5月の災害対策基本法改正などを受けた事項）の内容に基づき修正しました。

①令和3年5月に国の防災基本計画が改定された内容に基づき修正した内容

項目	修正内容
1.災害対策基本法の改正を踏まえた修正	○個別避難計画の作成 ・個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化 ・市町村における個別避難計画情報の適正管理 ○広域避難に関する事項 ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議
2.新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正	○避難所における感染症対策 ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等 ○パーティション等の備蓄の促進 ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進
3.その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	○災害対応業務のデジタル化の推進 ○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保 ○大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応 ○女性の視点を踏まえた防災対策の推進

②令和 4 年 6 月に国の防災基本計画が改定された内容に基づき修正した内容

項目	修正内容
1. 令和 3 年 7 月 1 日からの大雨を踏まえた修正	○盛土による災害の防止に向けた対応 ○適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 ・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進
2. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	○線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等 ○避難所等における、再生可能エネルギーを活用した非常用発電資機材等の整備推進

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応の記載

柏市地域防災計画では、これまで「震災編 付編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を記載していました。しかし、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、気象庁は、東海地震のみに着目した情報（「東海地震に関連する情報」）の発表を廃止し、「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとなりました。

本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていませんが、国の中央防災会議によると、最大震度 5 強の揺れが想定されることから、その対策のために「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の防災対応等を新たに記載しました。

(3) 富士山等の噴火に伴う降灰対策の記載

火山噴火での降灰による被害を抑えるため、「大規模事故編」に「富士山等の噴火に伴う降灰対策計画」を新たに記載しました。

市内において、噴火に伴う噴石や溶岩流などによる影響を受ける可能性は高くないものの、降灰の影響により交通機関やライフライン施設、経済活動や社会生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

そのため、噴火警報・予報や噴火警戒レベルの内容、これらが発表された場合の市の災害対応、住民生活への影響及び対応などについて記載しました。

(4) 組織改編に伴う修正

令和 4 年度及び令和 5 年度の市の組織改編（危機管理部や上下水道局、健康医療部など）を踏まえて、計画の各所を修正しました。